

## 青森県教育委員会第863回定例会会議録

1 期 日 令和2年12月9日(水)

2 開 会 午後3時

3 閉 会 午後3時20分

4 場 所 教育庁教育委員会室

### 5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

報告第2号 青森県生涯学習審議会への諮問について

陳情第1号 県立高等学校教育改革に係る件について

議案第1号 青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の施行期日の修正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県営スケート場規則の一部を改正する規則案について・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分状況について

### 6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿(教育長)、野澤正樹、中沢洋子、杉澤廉晴、平間恵美、戸塚 学

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

田中教育次長、三戸教育次長、古川教育政策課長、赤尾職員福利課長、早野教職員課長、高橋学校施設課長、葛西生涯学習課長、谷地村スポーツ健康課長、仁和高等学校教育改革推進室長

(※新型コロナウイルス感染症対策のため関係者のみ出席)

・会議録署名委員

中沢委員、平間委員

・書記

西野数馬、藤田真希也

### 7 議 事

#### 報告第1号 議案に対する意見について

(田中教育次長)

議案に対する意見について、御説明する。資料の1ページを御覧いただきたい。

この度の案件は、県議会第304回定例会に提出された「令和2年度青森県一般会計補正予算案」、「工事の請負契約の件」、「条例案」2件の計4件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意する

こととして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

参考資料の1ページを御覧いただきたい。

まず、「令和2年度青森県一般会計補正予算（第5号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、12億111万1千円の増額となっており、これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,368億9,890万9千円となる。なお、計上した歳出予算の主な事業等については、参考資料のとおりである。

次に、「工事の請負契約の件」について御説明する。

これは、三沢高等学校管理・教室棟改築工事について、小坂・中屋敷・鈴木特定建設工事共同企業体と15億7,080万円で請負契約を締結するためのものである。

参考資料の3ページを御覧いただきたい。

「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。

この条例は、県の一般職及び国の特別職の職員の取扱いを踏まえ、教育長の期末手当の支給割合の引下げを行うものである。

参考資料の4ページを御覧いただきたい。

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」についてである。これは、令和2年11月4日付け人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の期末手当の支給割合の引下げを行うものである。これらの条例は公布の日から施行し、令和3年6月期以降の期末手当の支給割合に係る部分は、令和3年4月1日から施行するものである。したがって、期末手当の支給割合については、令和2年度は12月期分を0.05月分、令和3年度以降は6月期及び12月期分をそれぞれ0.025月分引下げ、年間で0.05月分引下げられることとなる。

なお、この4件の議案については、本日閉会した県議会定例会において原案どおり可決されている。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

## 報告第2号 青森県生涯学習審議会への諮問について

（葛西生涯学習課長）

令和2年11月27日に開催した青森県生涯学習審議会において、教育長から同審議会会長に諮問書を提出したので、御報告するとともに、諮問書の内容について御説明する。

参考資料の5ページを御覧いただきたい。

諮問は、「青森県における新しい時代の生涯学習・社会教育の推進の在り方について」とし、二つの事項について重点的に審議いただくこととしている。

参考資料の8ページを御覧いただきたい。

重点審議事項の一つ目は、「多様な人々のつながりと新しい技術の活用による生涯学習・社会教育の推進について」である。包摂的な社会を実現するため、高齢者から子ども・若者まで、全ての県民が生涯を通じて学ぶことができる環境づくりの方策や、より多様で豊かな生き方・暮らし方のマルチステージの人生が志向される中、学びと活動の循環を促進するための方策等について審議いただく。

参考資料の9ページを御覧いただきたい。

重点審議事項の二つ目は、「地域全体で子どもを育む家庭教育支援の在り方について」である。地域における家庭教育支援活動の更なる活性化を図るため、相談体制の整備、行政、地域住民、学校、企業、NPO等の多様な主体の連携方策や、保護者、地域住民に対する学習機会の提供及び、家庭教育支援活動に携わる人材の育成・確保の方策等について審議いただく。以上の2項目について、2年間審議し答申を提出いただくこととしている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第2号については、青森県教育委員会として了解した。

## 陳情第1号 県立高等学校教育改革に係る件について

(仁和高等学校教育改革推進室長)

資料の3ページ及び参考資料の10ページを御覧いただきたい。

県立高等学校教育改革に係る件について、この度、令和2年11月11日に3件受理したので、その概要を御説明する。

今回受理したものは、青森県立三戸高等学校及び青森県立名久井農業高等学校の存続を求めるものとなっている。

1の「三戸郡内に青森県立高等学校2校の存続を求める要望書」の件は、青森県三戸郡南部町大字苫米地字下宿23番地1、三戸郡町村会 会長 工藤 祐直 外8名から受理したものである。

2の「青森県立三戸高等学校の存続を求める要望書」の件は、青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43番地、青森県立三戸高等学校と地域の未来を創る会会長で三戸町長の松尾 和彦から受理したものである。また、青森県立三戸高等学校と地域の未来を創る会からは、要望書のほか、11,473名分の署名簿も合わせて提出されている。

3の「青森県立名久井農業高等学校の存続を求める要望書」の件は、青森県三戸郡南部町大字苫米地字下宿23番地1、青森県立名久井農業高等学校を応援する会会長で南部町長の 工藤 祐直から受理したものである。また、青森県立名久井農業高等学校を応援する会からは、要望書のほか、12,059名分の署名簿も合わせて提出されている。

本件については、青森県立三戸高等学校及び青森県立名久井農業高等学校の関係者の方々の将来の本県を担う子どもたちの教育に対する熱い思いの表れであると受け止め、第2期実施計画策定に向けた検討の参考とすることとし、その取扱いについては、第2期実施計画の決定をもって、その対応としたいと考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ陳情第1号については、青森県教育委員会として了解した。

#### **議案第1号 青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の施行期日の修正について**

(谷地村スポーツ健康課長)

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の施行期日の修正について御説明する。資料の4ページ、5ページを御覧いただきたい。

青森県営スケート場に設置したスポーツクライミング施設の使用料を定めた、青森県営スケート場条例の一部を改正する条例の施行期日については、設置工事の終了により11月末までに引渡しとなる目処が立ったことから、令和2年11月4日に開催した第862回教育委員会定例会において、令和2年12月1日と定める規則案を議決いただいた。しかし、供用開始に当たっては、施設の引渡し後、現物の高さや幅、設置位置等を一つずつ確認しながら、施設管理者及び競技団体と使用方法等について調整することが必要となり、供用開始日を令和2年12月19日としたことから、これに合わせ、議決済みの規則案に規定する施行期日を令和2年12月19日に修正するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

#### **議案第2号 青森県営スケート場規則の一部を改正する規則案について**

(谷地村スポーツ健康課長)

青森県営スケート場規則の一部を改正する規則案について御説明する。資料の6ページから8ページを御覧いただきたい。

青森県営スケート場に設置したスポーツクライミング施設については、令和2年12月19日から供用を開始することとなる。青森県営スケート場条例では、施設を使用する場合、教育委員会の承認を受ける必要があるが、教育委員会規則で定めるものについては、承認を受けることなく使用することができることとしているため、規則の一部を改正するものである。規則を改正することにより、スポーツクライミング施設を個人及び団体で使用する場合に、券売機で使用券を購入し、使用することが可能となることから、施設の利便性が高まるものと考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号は原案のとおり決定する。

## その他 職員の懲戒処分の状況について

(早野教職員長)

職員の懲戒処分の状況について御説明する。

資料の9ページを御覧いただきたい。

11月に行った職員に対する懲戒処分2件のうち、社会的影響が大きい事案である事案2について、その概要を御説明する。この事案は、特別支援学校教諭が、令和元年11月23日午後0時30分頃、青森市内の水族館において、落ちていた他人の財布から現金5万8千円を窃取したものであり、当該職員に対して停職3月の懲戒処分を行ったものである。

(中沢委員)

子どもを指導する教師という立場にありながら、窃盗という罪を犯した者は、子どもの前には立てないと思う。職員の服務規律の確保に努めるよう指導の徹底をお願いしたい。

(野澤委員)

会議資料の記載内容では事件の詳細が分からないことから、事務局においては丁寧に県民などに対して説明していただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。